

ID: 9

担当部署: 市民生活部 市民活動推進課

処分の概要	助成金交付の決定		
例 規 名 根 拠 条 項	長門市地区集会所建設等の助成に関する条例 第4条		
例 規 番 号	平成17年条例第10号		
【根拠条文】 (助成金の交付の決定) 第4条 市長は、前条の規定による申請書の提出があったときは、審査の上、適当と認めたものに対して交付の決定をし、その旨を申請者に通知するものとする。 【基準】 根拠条文及び第2条の規定による。 (助成金の率) 第2条 市長は、前条の目的に適合する建設事業等に対して、次に定める割合により、毎年度予算の範囲内において助成金を交付するものとする。 (1) 新築については、その建設費の総額から受益地区外の寄附金等特定収入を控除した額の5分の2以内とし、最高限度額を400万円とする。 (2) 建物の補修、改造については、建築後10年以上を経過したもので、1件20万円を超える補修、改造について、その超える経費の5分の2以内とし、最高限度額を100万円とする。 長門市地区集会所建設等の助成について(内規)			
標準処理期間	30日		
備考			
設定年月日	平成 27 年 5 月 7 日	最終変更年月日	年 月 日